

データ利活用基盤構築業務委託に係る
技術提案書作成要領

令和4年7月

山梨県

データ利活用基盤構築業務委託に係る技術提案書（以下「技術提案書等」という。）は、「データ利活用基盤構築業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を熟覧のうえ、以下の留意事項に沿って作成すること。技術提案書等の作成にあたっては、仕様書で示すデータ利活用基盤の構築に関する基本的な考え方、要件等に基づき、具体的な実現方法を示すこと。また、提案内容は創意工夫すること。

1 技術提案書等として提出する資料の種類

技術提案書等は、次の（１）から（４）をもって一式とする。本「データ利活用基盤構築業務委託技術提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）及び各様式に示す留意事項に従い記述すること。

- （１）技術提案書（任意様式）
- （２）データ利活用基盤の機能適合状況（提案書様式第１号）
- （３）運用保守業務に係る想定見積額（提案書様式第２号）
- （４）技術提案における審査項目記載チェック表（提案書様式第３号）

2 技術提案書等の作成上の留意事項

技術提案書等は、仕様書で示すデータ利活用基盤の構築に関する基本的な考え方、要件等に基づき、作成要領別紙「データ利活用基盤構築業務委託技術提案書記載必須項目」（以下「記載必須項目」という。）の各項目について漏れなく記載し、次により書面で作成すること。

（１）作成方法

ア 技術提案書等の先頭（表紙の前）に入札説明書で示す様式第８号「データ利活用基盤構築業務委託に係る提案書」（以下「入札様式第８号」という。）を付し、A４版縦、横書き、長辺綴じ（横綴じ）とし、４０ページ以内（様式自由とし、表紙及び目次はページ数に含めない。）とすること。

イ 記載必須項目において様式が指定されているものについては、当該様式に記載すること。なお、様式を指定するものについては、（１）の指定ページ数に含めないものとする。

ウ 正本は、次の順番で１部作成し、紙媒体で提出すること。また、副本は、同様の順番で１５部作成し、紙媒体で提出すること。なお、副本については、表紙、提案記述部分、様式のヘッダー及びフッターに提案者名が入らないよう、提案者名を「弊社」等の表現に置き換えるなど、社名を伏せること。

- ・入札様式第８号（正本にのみ付すこと）
- ・技術提案書（任意様式）（表紙、目次を付すこと）
- ・データ利活用基盤の機能適合状況（提案書様式第１号）
- ・運用保守業務に係る想定見積額（提案書様式第２号）
- ・技術提案における審査項目記載チェック表（提案書様式第３号）

エ 正本１部及び副本のうち５部（委員用）はフラットファイル（A４縦版、青色）に綴ること。

正本は保管用とし、副本と区別できるよう、表紙面及び背面にラベル（件名及び事業者名）を貼付すること。

オ 残りの副本１０部は補助者用とし、書類が分散しないよう、各部ごとに２穴組紐綴じとすること。

(2) 記載方法

- ア 技術提案書等は、本入札において入札書とともに落札者決定のための評価対象となる。従って、記載内容を適切に評価できるよう、具体的に分かりやすく記載すること。
- イ 技術提案書等の記載内容は、本件入札額の範囲として実施するものとみなすので、実施すべき内容のみ記載すること。ただし、本入札の範囲外の作業について記載する必要がある場合には、その範囲を明示したうえで記載すること。
- ウ 技術提案書等に仕様書及び作成要領に示す記載事項に対応する内容が記載されていない場合は、該当する項目を評価できない場合があるため、正確に記載すること。
- エ 仕様書に例示する県の想定と異なる提案を行う場合には、これらを比較し、その長所短所を分かりやすく記載すること。
- オ 仕様書に示す要求範囲を超える提案（機能の追加提案、実現方法の追加提案等）を行う場合には、その要求範囲を超える部分を明確に記載すること。
- カ 文章を補完するための図表を適宜用いるほか、技術的専門用語を用いる場合には解説を加える等、技術提案書等を審査する者が正しく理解できるよう（誤認識・誤解しないよう）配慮すること。
- キ 提出された技術提案書等は、審査で使用するために複写することがあることから、複写した場合でも文字、図形、模様等が判読可能であること、また判読しやすいよう文字の大きさであること等に留意して記載すること。
- ク 提案書様式第1号から第3号については、各様式に記載されている記載上の留意事項に従って記載すること。
- ケ 技術提案書等に記載する日付は、作成日とすること。
- コ 技術提案書等に記載する言語は日本語、通貨は円、単位は日本標準時及び計量法に従うこと。

3 その他の留意事項

- (1) 技術提案書等は、提出後、修正、再提出、追加または撤回をすることはできない。
- (2) 技術提案書等の作成等に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 落札後、提案内容に基づき構築業務を実施することとなるが、提案内容の一部について、提案内容のとおりを実現できないことが判明した場合には、本県と協議のうえ代替手段等で実現するとこととし、その費用は落札者が負担すること。